

女性差別撤廃委員会が2011年11月4日
付けで日本政府に求めた追加的報告に関する
日本弁護士連合会報告書

2012年11月
日本弁護士連合会

目次

はじめに	1
1 締約国の国内法整備義務の不履行としての位置付け	1
2 民法改正案要綱の発表とその棚上げの経緯	1
3 男女共同参画基本計画にあらわれる後退	3
4 選択的夫婦別氏制度及び再婚禁止期間に関する訴訟における日本政府の主張	4
5 婚外子差別に関する判例の動向	4
6 婚外子差別の撤廃に関するその他の指摘	5
7 法改正を求める民間の動き	5
8 国連人権理事会第14回普遍的定期的審査（UPR）における日本に対する発言	6
まとめ	7

はじめに

女性差別撤廃委員会は、日本における女性差別撤廃条約の実施状況を審査し、2009年8月7日に「女子差別撤廃委員会の最終勧告」(政府訳語。総括所見とも呼ばれる。以下「総括所見」という。)を公表したが、その中で特に第18パラグラフ及び第28パラグラフの2項目をとりあげ、2年以内に勧告の実施状況を詳細に書面で報告するよう求めた。この2項目につき、日本政府は2011年8月5日付けでコメントを提出した。しかし、このコメントを審査した女性差別撤廃委員会は、2011年11月4日、日本政府に対し、総括所見の第18パラグラフについて再度指摘し、婚姻適齢を男女ともに18歳とすること、夫婦に氏の選択を認めること、婚内子と婚外子の相続分を同等化することを内容とする民法改正法案の採択について講じた措置、及び女性のみ課せられている再婚禁止期間を廃止する法律規定の準備及び採択について講じた措置について、1年以内に追加的報告をするよう勧告した。これに対し日本政府は、2012年11月5日に「女子差別撤廃委員会の最終見解(CEDAW/C/JPN/CO/6)に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供(仮訳)」(以下「追加的情報提供」という。)を公表した。

本報告書は、当連合会が、日本政府が女性差別撤廃委員会からの要請にどのように応えてきたか(あるいは応えてこなかったか)、その現状を検討したものである。

日本政府が、差別的な民法規定等の改廃につき、法案提出にも至らず、いまだに差別的な法制度を温存して条約上の義務を果していないことは、誠に遺憾である。

1 締約国の国内法整備義務の不履行としての位置付け

日本政府はいまだに、婚姻適齢を男女ともに18歳とすること、選択的夫婦別氏制度の導入、婚内子と婚外子の相続分の同等化、女性のみ課している再婚禁止期間の廃止につき、法案提出にも至らず、締約国の国内法整備義務を怠っている。

2 民法改正案要綱の発表とその棚上げの経緯

女性差別撤廃委員会が総括所見で指摘した差別的規定を含む民法(家族法部分)について、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、1996年2月に、総括所見における指摘をほぼ含む内容の改正要綱案(以下「民法改正要綱案」という。)を策定し、法務大臣に答申した。ただし、再婚禁止期間については、廃止ではなく、300日から100日への短縮に留まっていた。

ところが、当時の政権与党であった自由民主党内では異論が強く、同党の承認

を受けることができず、日本政府は国会への法案提出を行わなかった。民主党は、1997年には単独で、1998年以降は他の野党とともに、民法改正要綱案に沿う内容の民法改正法案を国会に提出し続け、2009年の衆議院選挙の際の政策集にも民法改正を掲げた。

民主党が政権与党になった後の2010年1月18日に召集された第174回通常国会において、法務省は民法改正案要綱に沿った法案を提出する予定とし、当時の法務大臣は、予算委員会や法務委員会において、法案提出を行う意向を繰り返し明らかにした。それにもかかわらず、連立与党の国民新党等から反対論が出て調整がつかず、結局、政府案の提出は見送られた。

その後現在に至るも、民法改正法案は、政府提出法案としても議員立法案としても国会に提出されることなく推移している。すなわち、民主党がいまだ野党であった2009年の第171通常国会に議員立法案が提出されたのが最後であり、野党時代には推進してきた民主党が与党になってからは法案すら提出されないという事態となっている。法制審議会で答申された改正要綱案が、実に16年以上も事実上放置されているのである。

日本政府は、追加的情報提供において、現在に至るまで法律案を提出するに至っていない理由を「政府部内及び国民の間に様々な意見があるため」とし、さらに「国民的な議論を深める必要があるものと考えている」としている。しかし、総括所見の中で、委員会は、「締約国が、差別的法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いていることに懸念をもって留意する」と指摘し、さらに「委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する」とまで書いている。それにもかかわらず、日本政府が法改正の遅れの理由として世論等をあげ、かつ、今後も世論の動向次第で法改正をしない可能性に言及していることは、本条約を批准した締約国の義務を正面から否定しているに等しく、到底容認できない。

また、2012年1月の内閣総理大臣の国会答弁は「様々な意見があるが、引き続き、政府及び与党間において議論していきたい」というものであって、明らかに後退している。すでに議論の段階ではなく、如何に条約上の義務を履行するのかが、日本政府に問われているのである。

日本政府として国民の理解を深める努力をする必要があることはいうまでもないが、国民に対する広報としては法務省のホームページの記載をあげるにとどまり、これは総括所見が公表された2009年当時と何ら変わらず、真摯な努力は

窺われない。

3 男女共同参画基本計画にあらわれる後退

第三次男女共同参画基本計画（2010年12月閣議決定。以下「第三次基本計画」という。）は、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革」の施策の一つとして，「夫婦や家族の在り方の多様化や女性差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ，婚姻適齢の男女統一，選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について，引き続き検討を進める」とした。同年7月23日の男女共同参画会議の答申「第三次男女共同参画基本計画策定に向けて」が，「民法改正が必要である」と明確に記載していたのに比べ，大きく後退した表現となった。

そもそも，第一次男女共同参画基本計画（2000年12月閣議決定）においても，「男女平等等の見地から，選択的夫婦別氏制度の導入や，再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について，国民の意識の動向を踏まえつつ，引き続き検討を進める」とされていたものであり，10年前とほぼ同じ表現に留まっている。「女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ」という表現が付加されているだけであり，国内法整備（改正）が，この国に課された条約上の法的義務であることを強く示唆する表現とは言い難い。第二次男女共同参画基本計画（2005年12月閣議決定）において，「世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ，結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも，婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ，選択的夫婦別氏制度について，国民の議論が深まるよう引き続き努める」，すなわち，「結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点」から「国民の議論が深まるよう引き続き努める」としていたことからして，この観点等を除外した点でも，第三次基本計画は後退したといえよう。

日本政府は，後退した文言とはいえ，第三次基本計画に沿った施策を実現すべき責務があるにもかかわらず，実現に向けた真摯な努力をしていない。2012年（平成24年）版男女共同参画白書によれば，民法改正に関して実施した政策としては，「政府は，平成23年8月，選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関するフォローアップ報告書を取りまとめ，女子差別撤廃委員会に提出した」とあるのみである。すなわち，実に，女性差別撤廃委員会にフォローアップ報告書を提出するのみで，何らの施策も実施してない。

すなわち，日本政府は依然として，女性差別撤廃委員会の第18パラグラフの

要請に答えていない。

日本政府は追加的情報提供において、男女共同参画会議における法務大臣（当時）や男女共同参画会議監視専門調査会会長が前向きの発言をしたこと等と述べているが、具体的な「検討」や「努力」の内容は一切記載がない。

4 選択的夫婦別氏制度及び再婚禁止期間に関する訴訟における日本政府の主張

2011年2月、「夫婦同氏強制を規定する民法第750条は、憲法第13条に由来する氏名保持権、憲法第24条の婚姻の自由、女性差別撤廃条約に違反する」として、国等に損害賠償を求める訴訟が東京地方裁判所に提起された（平成23年（ワ）第6049号）。この訴訟において、被告国（日本政府）は、「条約に自動執行力はない」「女性差別撤廃条約は締約当事国に対し、ある事項について一定の水準若しくは内容の国内制度を設け又は維持することを義務付けるタイプの条約であって、個人に何らかの権利を付与するものではない」などの主張を繰り返してきたが、2012年10月10日付け被告第3準備書面において、「民法第750条は条約と抵触するものとは解し難い」との主張をするに至った。これは、女性差別撤廃委員会の総括所見に真っ向から反するものであり、国の民法第750条の国内法整備義務を否定するに等しいものである。

また、2011年に岡山地方裁判所に提起された再婚禁止期間の差別解消の立法不作為を問う国家賠償請求訴訟（平成23年（ワ）第1222号）においても、被告国（日本政府）は、民法第733条第1項について、2011年11月18日付け被告第1準備書面において、「憲法第14条第1項及び第24条第2項に違反しない」「立法不作為の違法はない」などの主張とともに、女性差別撤廃条約については、女性差別撤廃委員会の意見は日本に対して法的拘束力を持つものではないと主張するのみで、条約との不適合是正についての消極的態度を明らかにしている。同事件については、2012年10月18日、裁判所は原告の請求を棄却したが、原告は10月29日付けで控訴し、広島高等裁判所岡山支部において現在係属中である（平成24年（ネ）第336号、判例集には未掲載）。

5 婚外子差別に関する判例の動向

婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法第900条第3号ただし書も、依然として廃止されておらず、この規定を合憲であると判断した1995年の最高裁判所大法廷決定（最大決平成7年7月5日民集49巻7号1789頁）が現在も維持されている。

ただし、その後の最高裁判所各小法廷における合憲判断はいずれも僅差であり、

2009年の第二小法廷判決（最二小決平成21年9月20日家月61巻12号55頁）では，結論として合憲としつつも，「少なくとも現時点（2009年）においては，本件規定は，違憲の疑いが極めて強いものであるといわざるを得ない」との補足意見（竹内行夫裁判官）が付された。さらに，2010年3月，東京高等裁判所は，被相続人の養子と実子（婚外子）の間の相続につき，同規定の違憲性が争われた事案につき，適用違憲の判断を下した（東京高判平成22年3月10日判タ1324号210頁）。続いて，2011年8月，大阪高等裁判所は，同規定につき，法令違憲の判断を下した（大阪高決平成23年8月24日判例集未登載，確定）。さらに，同年12月21日，名古屋高等裁判所は，同規定を準用する民法第1044条につき，適用違憲とした（名古屋高決平成23年12月21日，最高裁判所ホームページの下級審裁判例）。

このような流れの中で，最高裁判所大法廷の判断も変更されることが強く期待される。2010年7月，最高裁判所第三小法廷は，被相続人の婚内子と婚外子の間の相続の割合に関し，同規定の違憲性が争われた事案について，審理を最高裁判所大法廷に回付することを決めた。このため，この問題に関する従来の判断を変更することが期待されたが，その後，当事者間で裁判外の和解が成立したものと認定され，憲法判断はなされないままに終わった（最三小決平成23年3月9日最高裁判所ホームページ）。しかし，現在同規定の合憲性が争われる事案が最高裁判所に係属中とのことであり，判例変更への期待が高まっている。しかし，最高裁判所の判決を待つまでもなく，女性差別撤廃条約，子どもの権利条約等の締約国として，婚外子差別をなくすよう，国内法を改正すべきである。

6 婚外子差別の撤廃に関するその他の指摘

総括所見が公表された後の2010年3月，法務省民事局の通知により，出生届の「嫡出子」または「嫡出でない子」の別が未記載であっても，「その他」の欄に母の戸籍に入籍する等の記述をすれば，届出を受理することを認めることとなった。しかし，そのような記載を求める戸籍法第49条自体は改正されておらず，差別的法規として残存している。

第三次基本計画には，民法改正については「引き続き検討を進める」との弱い表現ではあるが明記されているものの，戸籍法改正については明記されていない。また，婚外子の相続差別についても，同計画の「民法改正」の箇所に例示されておらず，差別撤廃に向けた政治的意思が読み取れない。

7 法改正を求める民間の動き

2009年の政権交代後、それまで民法改正に積極的であった民主党が政権に就いたことから、国民の間に民法改正への期待が強まった。当連合会でも、2010年2月26日付けで「家族法の差別的規定改正の早期実現を求める会長声明」を公表したほか、シンポジウムを行う等、政府・国会・政党及び世論への積極的な働きかけを行ってきた。各地の弁護士会でも、政権交代後だけでも合計30の弁護士会が改正を求める会長声明等を出している。さらに、前述の大阪高等裁判所の違憲判断を受けて、当連合会は、2011年10月6日、再度「家族法の差別的規定改正の早期実現を求める会長声明」を公表した。

NGO団体等による改正に向けた活動も続いている。当連合会は、2012年3月8日の院内集会（mネット主催）を共催し、同年9月5日の院内集会（mネット主催）に賛同した。いずれの院内集会も民法改正を待ち望む多くの参加者が集まるなど、引き続き民法改正を切望する声は高まっている。

一方で、「選択的夫婦別姓に反対する決議」が一部地方議会で可決されるなど、女性差別撤廃委員会の要請に逆行する政治的な動きもあったが、このようなバックラッシュを、無原則的に「世論」として位置付けることは危険である。そもそも、女性差別撤廃委員会が指摘するように、差別的規定の改廃を実現しないことにつき、世論を理由にしてはならない。

8 国連人権理事会第14回普遍的定期的審査（UPR）における日本に対する発言

日本政府は、本年10月31日に開催された国連人権理事会第14回普遍的定期的審査（UPR）作業部会において、2回目の審査を受け、作業部会報告は同年11月3日に全体会で採択された。

また、日本政府は、2008年に行われた第1回の審査においてなされた勧告である「平等と被差別の原則に適應すべく国内法の改正」、「女性を差別する全ての法律の規定の廃止」ならびに「女性の差別に対する施策の継続、特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳への引き上げ」について、フォローアップすることを受け入れた。

今回の作業部会においては日本政府は第1回目審査以降の人権状況について78カ国から発言を受け、多くの国から民法婚姻規定の改正等を含む女性に対する差別に関する懸念及び差別解消へのさらなる取組を求められた。婚外子差別についても、平等を確保し、差別解消を求める勧告を受けた。

これらの勧告に対して、日本政府が今後どのような態度をとるかは2013年3月に開催される人権理事会会期において表明される予定である。

当連合会は、第2回目のUPR審査において諸外国から再度表明された懸念及び勧告を積極的に受諾し、女性を差別する民法婚姻規定及び婚外子差別を解消するための民法、戸籍法の改正を早急に求めるものである。

まとめ

以上のように、日本政府が、フォローアップを求められた民法改正について、今もなお、誠実な履行をしていないことは明らかである。当連合会は政府が条約に違反する女性差別を早急に解消するよう、女性差別撤廃委員会の一助になることを願って本報告書をまとめた。

以上